

平成

二十三年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十三年十二月十六日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十三年十二月十六日 午前十時開議

日程第一

議第六十四号 水力発電交付金基金条例の制定について

議第六十五号 五條市行政組織条例の一部改正について

議第六十七号 五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について

議第七十一号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

第二

議第六十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

議第六十九号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について

議第七十号 南和広域医療組合の設立に関する協議について

議第七十二号 平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について

議第七十三号 平成二十三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について

議第七十四号 平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について

議第七十六号 工事請負契約の締結について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第五号)

第一 選第三号 議長の選挙について

追加日程第一 会議録署名議員の指名

第二 副議長辞職の件

追加日程(第六号)

第一 選第 四号 副議長の選挙について

追加日程(第七号)

第一 選第 五号 常任委員会委員の所属変更について

本日の会議に付した事件

追加日程(第七号) 第一、選第五号上程まで

出席議員(十三名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
花	峯	山	益	池	藤	川	堀	吉	山	福
谷	林	田	田	上	富	村	川	田	口	塚
昭	宏	澄	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
				恵						
典	政	雄	博	雄	子	廣	美	範	司	実

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長	太田好紀	十四番	大谷龍雄
副市長	丸谷昭典	十五番	田原清孝
教育長職務代行者	檜内成吉		
市長公室長	吉田辰雄		
総務部長	下村元三		
都市整備部長	森本三三		
生活産業部長	櫻井敬三		
健康福祉部長	森本敏弘		
上下水道部長	辻本衡司		
消防長	窪口佳秀		
会計管理者	町口正治		
西吉野支所長	小窪美男		
大塔支所長	山田善久		
監理管財課長	新井健夫		
企画財政課長	福塚勝彦		
	土井康嗣	十三番	

事務局職員出席者

秘書課長 菊 谷 眞 宜
庶務課長 上 孝 男

事務局長 乾 光 旬
事務局次長 藤 谷 一
事務局係長 笹 谷 豊
事務局主任 馬 場 由 美 子
速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

午前十時零分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が、山田澄雄議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。

去る十二月八日の一般質問における山田澄雄議員の発言につきまして、後日会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第六十四号、議第六十五号、議第六十七号及び議第七十一号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「十四番」の声あり）総務文教

常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第六十四号、議第六十五号、議第六十七号及び議第七十一号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る九日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十四号、水力発電交付金基金条例の制定につきましては、これまで単年度事業の財源としてきた水力発電施設周辺地域交付金を積み立てることにより、財源を中長期的に管理し、計画的に公共用施設等の修繕その他の維持補修を行うため本条例を制定するものであるとの説明がありました。委員から、水力発電施設の場合について、「旧五條市で西吉野第二発電所の一箇所、旧西吉野村で西吉野第一、第二発電所の二箇所及び旧大塔村で西吉野第一発電所及び長殿発電所の二箇所、対象施設は合計で五箇所である。」との答弁がありました。委員から、篠原のダムは放流は自動となっており、満水になると予告もなく放流され危険な状況であるので、災害が起らないような施設とするよう要望していただきたいとの意見がありました。また、委員から、基金の管理で最も確実かつ有利な方法及び交付金の金額について、「国債や定期預金が考えられるが、現実的には金額も多くなく、長期間基金を積み立てることは考えていないので、定期預金と考えている。また、交付金の金額は平成二十三年度は一千万円であったが、平成二十四年度は九百万円前後と考えている。」との答弁がありました。さらに、委員から、猿谷ダム等の設置に伴う交付金について、「この交付金は発電量に応じて交付されるので含まれていない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号、五條市行政組織条例の一部改正につきましては、市民生活に密接に関係する保健や社会福祉関連事務で行政需要が今後大きくなることが予想され、また、集中改革プランの推進により職員数の削減が進み、事務分掌の見直しが必要になったことなど機構改革に伴う条例の一部改正であり、部の再編では、すこやか市民部を創設し、現在健康福祉部が所管している市民課、保険課、保健福祉センターと生活産業部の人権施策課の四課を所管させ、健康福祉部をあんしん福祉部に、生活産業部を産業環境部と改称し、また、上下水道部の下水道課を都市整備部に移し、水道課を以前の水道局に戻し、上下水道部を廃止する等の改正で、現行の九部三十九課を九部三十八課とするものであるとの説明がありました。委員から、課長級の人数及び来庁者への案内係について「九部三十九課が九部三十八課となるので課長級が一名減となる。また、来庁者への

案内については、部の所属は替わったが、市民の窓口となる市民課、税務課、保険課等の位置は変わらないので混乱を来すことはないと考えてる。」との答弁がありました。また、委員から、監理課の工事の入札、契約、しゅん工検査までの一括した事務についてただしたのに対し、「今までも監理管財課で一括して事務を行っており問題はないと考える。一貫性のある入札と契約及びしゅん工検査を分離することは、職員数が減少している中で、人員を増やすことになり、かえって支障が出ると考える。」との答弁に対し、委員から、今後の課題としていただき、また、入札からしゅん工検査までの事務については透明性を高めていただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十七号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正につきましては、小学生以下及び障害者の方の乗車運賃無料化について定めるもので、現行一乗車につき中学生以上二百円、小学生及び障害者の方については百円、未就学児は無料としていたが、小学生及び障害者の方の乗車運賃を無料とし、更なる利用促進を図るためのものであるとの説明がありました。委員から、デマンドタクシーの乗車運賃についてただしたのに対し、「小学生及び障害者の方の地域公共交通運賃は全て無料となる。」との答弁がありました。また、委員から、小学生及び中学生の通学費についてただしたのに対し、「現行は、小学生の通学費一万七千円を超える部分について補助しているが、来年度からは全額市の負担とし無料とする。中学生については、六万円を超える部分について補助しているが、今の経済状況を鑑み、教育委員会委員とも協議し、保護者の負担額を軽減する方向で検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、路線バス及び広域通院ラインについては、十津川村及び奈良県との三者で利用者の利便性の通学定期券については補助するが、それ以外については考えていない。広域通院ラインについては、十津川村及び奈良県との三者で利用者の利便性や負担軽減について協議をしてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、市の地域公共交通バスへの広告掲載についてただしたのに対し、「現在掲載企業を検討しているところである。」との答弁がありました。さらに、委員から、地域公共交通のアンケート調査結果により改善される運行方針についてただしたのに対し、「通院とともに買物に行きたいとの要望が多く寄せられたため、大深町や西吉野町から奈良県立五條病院間を運行しているデマンドタクシーの運行路線を延長し、JR五條駅を経由してイオン五條店までとし、JR五條駅では、電車との連絡調整を図り改善してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、障害者自立支援医療事業費扶助、特別障害者手当及び障害福祉サービス費給付費五千四百六十六万円、後期高齢者療養給付費負担金一千七百二十七万八千円、（仮称）南和広域医療組合負担金三百二十一万五千円、消防団員公務災害補償保険料一千三百七十四万九千円、林地崩壊防止工事費六百九十万円等の合計一億三千六百四万九千円を増額補正し、

その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰越金等をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十四億四千二百九十四万八千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、自立支援医療事業費扶助についてただしたのに対し、「腎臓病、心臓病患者等に対する医療支援で、腎不全患者の人工透析に係る医療費は一人当たり月額約四十万円、年間五百万円必要となり、今年度、腎不全患者が生活保護世帯と認定されたため一千五百万円を追加するものである。」との答弁がありました。また、委員から、災害救助援護費の修繕料についてただしたのに対し、「大塔町の星のくにのボイラー修繕料で、災害による避難者や自衛隊員等の多くの方が利用していたため災害救助援護費で計上した。」との答弁に対し、委員から、被災者の身になってみると心苦しいのではとの意見に対し、「災害救助援護費に予算計上することにより、災害復旧の経費として、その財源が確保できる場合がある。」との答弁がありました。また、委員から、歳入の国庫支出金の災害等廃棄物処理事業費補助金についてただしたのに対し、「吉野川の増水により五條市衛生センターの取水ポンプに砂が詰まり、取水できなくなったための修繕料に対する国の補助金百十五万円である。」との答弁がありました。また、委員から、消防団員公務災害補償保険料についてただしたのに対し、「東日本大震災により殉職した消防団員の遺族に支払われる消防団員公務災害補償を安定的に確保するため、今年度に限り保険料が消防団員一人当たり一千九百円から二万四千七百円に引き上げられたためである。」との答弁がありました。委員から、全国の消防団員の保険料で賄われるのかただしたのに対し、「一旦は市の方から支払うが、特別交付税により全額国から補填される。」との答弁がありました。また、委員から、消防団員及び消防職員の出勤手当についてただしたのに対し、「消防団員と消防職員の出勤は五十七日間で延べ約一千五百人である。消防団員の手当については、九月補正で七百二十万円予算化しており、一人一日八千円を支給するが、今後も一時帰宅などで出勤があるので、不足する場合は、三月に補正をお願いする。また、消防団員の出勤に協力いただいた事業所については、団員からの申出により来年の消防出初式で市長からの感謝状を贈りたいと考えている。また、消防職員の手当については、市の条例に基づき支出する。」との答弁がありました。また、委員から、台風十二号災害による携帯電話施設の復旧工事についてただしたのに対し、「大塔町宇井地区では仮復旧しているが、危険で現地に入ることができない状況にあり、本復旧は平成二十四年度まで掛かるが、それ以外については今年度中には復旧する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て、採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、議第六十六号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十二号から議第七十四号並びに議第七十六号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第六十六号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十二号から議第七十四号並びに議第七十六号の七議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る九日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十六号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の財政健全化のため国民健康保険税率を改正するもので、医療分、後期高齢者支援金、介護保険納付金の課税限度額を引き上げ、それぞれの所得割、資産割、被保険者均等割額、世帯平等割額を改めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、資産割の税率についてただしたのに対し、「大きく資産割を下げており、四六パーセントを約二四パーセントに改正した。資産割は、市税の固定資産税と国民健康保険税との二重課税という市民の声もあり、県内でも資産割が全くない市が過半数で、将来的には無くしていくのが県内及び全国的な動きである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十九号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定につきましては、去る十一月十日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、五條市五万人の森公園に係る指定管理者として、アスカ美装株式会社に、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間、指定するものであるとの当局から説明がありました。委員から、自主事業計画及び指定管理料について選定委員会で指摘があった事項についてただしたのに対し、「特に厳しい指摘はなかったが、赤字が出ていることを分析し、赤字解消のための事業展開についての考え方について大半の時間を費やした。」との答弁がありました。

さらに、委員から、自主事業計画どおりイベントを実施していないにもかかわらず年間委託料が百六十万円も前回より高いこと。また、一団体一公園であるべきであり、五條市立中央公民館でアスカ美装株式会社の社員が不祥事を起こしたことなど、アスカ美装株式会社を指定管理者に指定することには反対であるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。次に、議第七十号、南和広域医療組合の設立に関する協議につきましては、奈良県と南和地域の市町村が一体となって公立病院を効率的に運営することにより、地域住民に最適な医療を継続的に提供できる体制を構築し、もって地域住民の健康な生活を将来にわたり確保するため、一部事務組合を設立する規約を定めるもので、委員から、組合議会の議員定数についてただしたのに対し、「関係構成団体の市町村と奈良県を含め各一人の選出で十三人である。」との答弁に対し、委員から、人口が五條市で約三万五千人、野迫川村で約五百人等、人口比率及び負担比率等を鑑みた議員の定数について再度ただしたのに対し、「南和の医療等に関する協議会の代表幹事会や幹事会で何度も協議をしたが、負担額にかかわらず構成市町村及び奈良県からの議員数は一人ずつと決め、最終的に十一月七日に最高決定機関である協議会において合意した。」との答弁がありましたが、委員から、本会議で十五人以上の説明があったと記憶しているとの意見に対し、「一部事務組合を設立するにあたり議員の定数は十五人以上という決まりが以前あったが、その後なくなっている。十五人以上ということも参考にしながら説明させていただいた。」との答弁がありましたが、さらに、委員から、五條

市で議員が一人では民意が届かない等の意見があり、意見調整のため午前十時二十六分に休憩をしました。

午前十時五十六分に再開し、質疑及び意見を続けました。

委員から、五條市が管理者や組合議会の議長に就任して新南和の公立病院を積極的に運営してもらいたい思いがあり、負担割合を反映した議員定数にしてもらいたいとの意見がありました。が、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、吉田委員から南和広域医療組合の設立に関する協議に対する付帯決議が提出されました。

その内容は、南和の医療等に関する協議会において、「南和の医療は南和で守る」を基本理念として、関係各位の努力により南和広域医療組合規約及び新南和公立病院体制基本構想・基本計画案等が合意を見ることができたが、南和広域医療組合規約において、組合議会の議員定数は、関係地方公共団体の議会の議員のうちからそれぞれ一人を関係地方公共団体の議会において選挙される十三人となっており、このことは、組合議会の議員は、市町村が一体となって公立病院を効率的に経営するため、公正性、透明性を確保し、地域住民に開かれた議会を設置するとの趣旨、目的に沿うものとなっていないものであり、南和広域医療組合規約における組合議会の議員定数についても、負担割合の指数を反映したものとなるよう求めるもので、付帯決議案につきましては、起立による採決の結果、全員一致をもって付帯決議を付すことに決定いたしました。

次に、議第七十二号、平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）につきましては、台風十二号による大塔町殿野飲料水供給施設及び西吉野町尼ヶ生簡易水道施設の災害復旧工事費等を一千七百万円増額補正し、その財源は、国庫補助金及び簡易水道事業債をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億九千九百九十五万五千円とし、地方債の限度額を三千八百八十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十三号、五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきましては、後期高齢者医療の被保険者に対し実施している健康診査委託料二百八十万円の追加であり、その財源は、前年度繰越金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億九千七百四十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十四号、五條市水道事業会計補正予算（第一号）につきましては、定期人事異動と支給制度の改正及び三月十一日発生の東日本大震災の被災地、陸前高田市への応急給水活動に伴う職員の旅費の追加補正で、水道事業費用の職員給与費等五百三十五万二千円、旅費二十四万二千円の合計五百五十九万四千円を増額補正し、収益的支出の補正後の金額を七億二千五百九万四千円とするもので、その財源は、当年度純利益を減額するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十六号、工事請負契約の締結につきましては、五條小学校屋内運動場新築工事で、設計金額は消費税抜きで五億千七百五十万円、最低制限価格は四億四千九百六十一万四千円であり、入札方法は総合評価落札方式一般競争入札で五條市建設工事請負業者選定規定により、十一月二十九日に三共同企業体が入札に参加し、入札金額は、三共同企業体とも最低制限価格の四億四千九百六十一万四千円であったため、技術評価点が百十九・三〇点で一番高い田原・中和・本迫特定建設工事協同企業体代表者 株式会社田原建設が落札したもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（川村家廣）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきまして、議第六十六号、五條市国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を申し上げます。

反対の理由を申し上げます。

もう皆さん方も御存じのように、国保会計は全国の自治体全てが本当に困難な状況に直面しております。したがって、その原因を明らかにして、やはり市民本位、国民本位の国保事業にするための解決の方向を探っていかねばならないのではないかと思います。そういう理由で、反対討論をさせていただきます次第でございます。

最初に、国民健康保険事業は、法律によって進められております。国民健康保険法という法律に基づいて進められているわけでありませうけれども、この法律の第一条には、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。」とあります。第二条には、「国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」第三条には、「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。国民健康保険組合がこの法律の定めるところにより国民健康保険

を行うことができる。」四条には、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。」一番の責任は国にあるんだということを明記されているわけです。都道府県はどうかと言いますと、「都道府県は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならぬ。」という、こういう表現で、都道府県もやはり責任が明確にされています。そして第五条には、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」と、こういう国民健康保険法に基づいて国民健康保険事業は行われているわけです。

したがって、この法律にもありましたように、国民の命、健康に関する事業ですから、一番の責任は国がその責任を果たさなければならないということになっておりますから、財源の負担もスタート当初は医療費の四五パーセントが国から補助されました。正確には負担金です。四五パーセントを国が負担しておりました。ところが昭和五十九年に国民健康保険法は改正されて、そこで国の負担は給付費の五〇パーセントにするというふうになりました。先ほどは四五でしたから、給付費が五〇になったら、国の負担が上がったのと違うかというように錯覚が起るわけですが、初めは医療費の四五パーセント、いわゆる病気になって治療してもらったその全ての費用を医療費と言いますけれども、その四五パーセントであったのが、本人負担、国民健康保険の本人負担は三割から現在一割、二割という部分もあるのですけれども、本人負担以外の保険者が出す給付費、この給付費の五〇パーセントでありますから、医療費の四五パーセントよりも国の負担は減ったわけです。

そしたらどれだけ減ったのかということ、五條市の平成二十二年度の国保会計の決算で申し上げますと、医療費の四五パーセントは給付費で言いますと、五八・四パーセントになります。だから平成二十二年度の決算の給付費は約二十六億六千二百二十三万円になります。このうちの給付費の五〇パーセントと言いますと、大体十四億八千二百六十九万円になりますね。そしたら、昭和五十九年まで国が負担しておいた医療費の四五パーセント、給付費に直しますと、五八・四パーセントになりますから、今申し上げました五條市への二十二年度決算の二十六億六千二百二十三万円の五八・四パーセントは幾らかと言いますと、十五億五千四百七十四万、大体こうなりますね。この差額は約七千二百万となります。だから単純計算で悪いですが、五條市の平成二十二年度の国保決算から言いますと、昭和五十九年までは、大体国は十五億五千四百七十四万を負担しなければならなかったのが、給付費が五〇パーセントに減ったから、十四億八千二百六十九万円になって、その差額七千二百万円が国の負担は減ったということになるわけですね。

だからもう減ってからは、昭和四十九年から今日まで何年間かと言いますと、大体平成二十二年までの間は二十六年間でありまして、だからここ数年前に減ったのではなしに、二十六年間減っていますから、いわゆる七千二百万円、十年間で七億二千万円、二十年間で大体十四億四千万円と、こう

なりますから、二十六年間減らし続けているわけでありますから、トータル十六億円くらい二十六年間で国の負担は減っているわけであります。

そんな中で、国保会計が全国的にやりにくいということになっているわけでありますけれども、国保会計のやりにくい困難の原因はこれだけではないしに、その他いろいろあると思います。

その一つは、保険税をいただいております被保険者の皆さん方の年間の収入が、不況とか仕事なしとか仕事があっても賃金が減ったということ等々の所得の減収による保険税の減収、これもあります。五條市の国保会計で言いますと、この件では平成二十二年では被保険者からいただく被保険税のトータル年間約十億円ありましたけれども、平成二十二年では大体七億円に減っています。差額三億円です。だから、十年間で三億円も減っているわけですね。これは皆さん、滞納者が増えたからこれだけ減ったというのではないわけです。不況、所得減、保険税の計算は所得割、資産割、均等割とこういうふうにありますからね、所得が減れば保険税も減っていくわけでありますから、こういう状況になっているわけであります。

その中で、国民健康保険世帯に加入していただいている五條市民の皆さん方は、現在どういう状況にあるかと言いますと、世帯数は大体六千十五世帯、その中で、国保税を納めきれないという滞納世帯が約一千五百世帯、六千世帯のうちの一千五百ですね。そして短期交付書を渡しているのが、約三百五十世帯ということですね。そして五條の約六千十五世帯の中で、年間の所得が二百万円くらいと言われる人は八〇パーセントも占めるわけであります。こんな中で、やはり皆さん方も大変な状況にあるわけであります。

そして、五條市の国民健康保険特別会計は、以前はたくさんさんの積立基金もあり、黒字も多額になっておりました。例えば一つの例を申し上げますと、平成十七年には積立基金が十億円ありました。そして黒字が約四億円、それが去年の決算では積立金が三億、黒字は二億というふうには、こういう五條市の国民健康保険の決算になっているわけであります。

したがって、やはり原因は、私の調査の範囲内で申し上げましたけれども、国の負担金減らし、長引く不況等々による被保険者の皆さん方の所得の減収等々で大変国保事業がやりにくくなっているのではないかとこのように思います。

そんな中で、近畿都市国民健康保険者協議会というのがあります。会長は甲賀市長の中嶋武嗣さんでありますけれども、この機関から政府の方に、要望書が出されております。その要望書を読み上げますと、「厚生労働省から発表された平成二十二年の市町村国民健康保険の財政状況によると、単年度収支差引額で見ただけの場合の赤字保険者数は、全体の五三・二パーセント、国保事業をやっている全国の市町村特別区の保険者数の五三・二パーセントを占めている。」と、赤字がね。「市町村国保の財政状況は大変厳しい状況に陥っています。また高齢化の進展や医療技術の高度化により保険給付費は増大を続けており、保険料、保険税を引き上げざるを得ない状況が続いていますが、国民健康保険の被保険者は低所得者が多数を占めており、なお

かつ社会経済の低迷の中で、失業に伴う国保加入者の増加等により、一人当たりの所得が年々減少しております。保険料（税）の引上げは、被保険者の大きな負担となっております。これらの状況から市町村国保の財政運営は不安定でますます厳しい状況を余儀なくされ、保険料（税）の率の引上げや収納率向上、医療費適正化対策などの保険者の取組は既に限界に来ており、国民健康保険特別会計の予算編成そのものが難しい状況になっていきます。国民皆保険を支える最後のとりでである市町村国民健康保険制度を維持するために、保険給付費に対する国庫負担割合の早急な引上げなど、財政基盤の拡充強化を図るとともに、国の責任と負担において実行ある措置を強く要望しますというように、近畿の保険者協議会会長の甲賀市長中嶋武嗣さんが国、政府へこういう文書を出されているわけであります。まさに、五條市の国民健康保険会計もこの状況とびつたりではないかと思えます。

したがって、中嶋武嗣会長の政府への要望書の要望に沿って五條市も当面の対策をとりつつ、政府への強い要望を継続的に取り組んでいく、このことが五條市にとっても日本全国の保険事業にとっても最も求められている姿勢ではないかなと、私はそのことを強調いたしまして、今回の国民健康保険税の条例の一部改正につきましての反対討論とさせていただきます。七番藤富美恵子議員。

○議長（川村家廣）次に、藤富美恵子議員の発言を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議第六十九号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について反対の立場から討論いたします。

本案は、五條市五万人の森公園の指定管理者にアスカ美装株式会社を指定しようとするものであります。

指定の期間は、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までで、管理委託料は二千七百九十万円でございます。

皆様御承知のとおり現在アスカ美装株式会社は、五万人の森公園、指定期間平成二十一年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで、管理委託料一千九百四十万円を始めとして上野公園、指定期間平成二十三年六月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで、管理委託料一億百万円、中央公民館、指定期間平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで、管理委託料四千八百七十万円、西吉野コミュニティセンター、指定期間平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで、管理委託料四千八百七十万円、以上四施設の指定管理者であります。

私は五條市の施設の指定管理者については、一団体一施設が望ましいとの考え方でございます。一社が複数の施設の指定管理者になるのではなく、より多くの方々に指定管理者になっていただくべきだと思っております。より多くの市内業者の皆様が潤い、より多くの皆様に五條市のまちづくりに参加していただきたいと思うからでございます。

また以前、アスカ美装株式会社の社員が中央公民館で不祥事を起こしたこと、そしてアスカ美装株式会社はその責任をとっていないこと、また、先日の一般質問の答弁にもありましたように、前回アスカ美装株式会社が市に提出した自主事業計画の各種イベントが計画どおり実施されていないことにもかかわらず、管理委託料が前回よりも年間百六十万円も高く申請されていること、以上の理由から今回アスカ美装株式会社を五條市五万人の森公園の指定管理者に指定することに対しては反対すべきであると申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本七議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第六十六号、五條市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第六十九号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第七十号、南和広域医療組合の設立に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第七十二号、平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第七十三号、平成二十三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第七十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第七十六号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（藤富美恵子） 議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

川村家廣議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七条の規定により、川村家廣議員の退場を求めます。

〔川村家廣議員退場〕

○副議長（藤富美恵子） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十三年十二月十六日

五條市議会副議長 藤 富 美 恵 子 殿

五條市議会議長 川 村 家 廣

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（藤富美恵子） お諮りいたします。川村家廣議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よって、川村家廣議員の議長の辞職を許可することに決しました。

川村家廣議員の入場を許します。

〔川村家廣議員入場〕

○副議長（藤富美恵子） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（藤富美恵子） 追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（藤富美恵子）追加日程第一、選第三号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第三号、議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会議長の選挙を行う。

平成二十三年十二月十六日提出

五 條 市 議 会

○副議長（藤富美恵子）意見調整のため休憩いたします。

午前十一時零分休憩に入る

午後四時三十九分再開

○副議長（藤富美恵子）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

追加日程第一、選第三号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選の、いずれの方法といたしましょうか。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（藤富美恵子）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤富美恵子） ただいまの出席議員数は十三名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（藤富美恵子） 投票用紙の配布漏れはございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（藤富美恵子） 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（藤富美恵子） 投票漏れはございませんか。――。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤富美恵子） 開票を行います。
会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に田原清孝議員及び池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。
投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（藤富美恵子）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

益田吉博議員 八票

峯林宏政議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票であります。よって益田吉博議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました益田吉博議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。
当選されました益田吉博議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方におきまして、議長に推挙していただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方の御協力を得ながら、五條市のために頑張っていきたいなと思っておりますので、今後とも議員各位の御指導、ごべんたつをよろしく
お願い申し上げます。

簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(藤富美恵子) 御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長(益田吉博) 去る十二月五日日本定例会の会議録署名議員として私が指名されましたが、本日議長に就任いたしましたので、この際会議録署名議員の指名を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博) 御異議なしと認めます。

よってこの際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長から指名いたします。

十番山田澄雄議員を新たに指名いたします。

○議長(益田吉博) ここで前議長の川村家廣議員から議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。六番川村家廣議員。

〔六番 川村家廣登壇〕

○六番(川村家廣) ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言お礼申し上げます。

まずは益田新議長、誠におめでとうございます。

私、平成二十一年の選挙後の初議会におきまして、皆様方に御推挙いただき、そしてまた昨年の十二月議会にもこうして続けて議長の重責を担わせていただきました。本日に至ったわけでございます。

その間、副議長さん始め議員の皆様方、本日にいろいろと御指導、御協力賜りましたこと本当にありがとうございます。

また、太田市長始め職員の皆様方にもいろいろと御指導、御協力いただきまして、本日まで無事に過ごささせていただきましたことを本当に感謝して、簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(益田吉博)ありがとうございました。

藤富美恵子議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博)御異議なしと認めます。よってこの際副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長(益田吉博)地方自治法第一百七十七条の規定により藤富美恵子議員の退場を求めます。

〔藤富美恵子議員退場〕

○議長(益田吉博)まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十三年十二月十六日

五條市議会議長 益田吉博 殿

五條市議会副議長 藤富美恵子

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長(益田吉博)お諮りいたします。藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって、藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。
藤富美恵子議員の入場を許します。

〔藤富美恵子議員入場〕

○議長（益田吉博）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（益田吉博）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第四号、副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会副議長の選挙を行う。

平成二十三年十二月十六日提出

五 條 市 議 会

○議長（益田吉博）意見調整のため休憩いたします。

午後四時五十八分休憩に入る

午後五時二十分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
追加日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。
これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）副議長選挙は投票でお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議がないようでございますので、副議長の選挙は投票で行うことに決しました。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博）ただいまの出席議員数は十三名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（益田吉博）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（益田吉博）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益田吉博）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に池上輝雄議員及び藤富美恵子議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（益田吉博）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ

有効投票中

吉田雅範議員 十三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票であります。よって吉田雅範議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました吉田雅範議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。当選されました吉田雅範議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範登壇〕

○三番（吉田雅範）初めに益田議長、当選おめでとうございます。

そして各議員の皆さん、一年生の私に全員の方が投票していただきまして本当にありがとうございます。本当に身にしみる思いでございます。どうか今後とも議員各位には一年生ですので御指導、ごべんたつ賜りますようによくお願い申し上げます。

そしてまた理事者各位にはいろいろと御指導、ごべんたつの程も重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（益田吉博）ありがとうございました。

ここで前副議長の藤富美恵子議員から副議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）川村議長の下、二年間皆様方の御協力をいただきまして、無事副議長の任を終えることができました。厚く御礼申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）ありがとうございました。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（益田吉博）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

追加日程第一、選第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第五号 常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第五条第二項の規定により委員の所属変更を行う。

平成二十三年十二月十六日提出

五 條 市 議 会

○議長（益田吉博）意見調整のため休憩いたします。

午後五時三十五分休憩に入る

（再開に至らず）